

自由権規約委員会 平和的集会に関する一般的意見草案を討議

2019/11/04

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会は、一般的意見 37 号草案の第一読会で次のパラグラフを採択した。80：許可制度をとるべきではないこと、82：当局と参加者のコミュニケーション、86：国内法で許容可能な実力行使の条件を詳細に規定しなければならないこと、90：職務質問や所持品検査が差別的な方法で行われてはならないこと、91：包囲は暴力防止のため必要な場合に限ること、93：集会を合法的に分散させるための武力行使は必要最低限であること、94：銃器は集会の取締りのために適切ではなく、群衆に対する無差別の発砲は決して容認できないこと、95：法執行官の作為・不作為に対する政府の責任、96：法執行官の違法な武力行使について効果的・公平・適時に捜査を行う義務、97：法執行官のすべての武力行使は報告されなければならないこと、98：覆面をした警察官は合理的に必要な場合に配備され、参加者側で暴力を扇動してはならないこと、99：民間警備会社の行動に対する政府の責任、である。

自由権規約委員会 平和的集会に関する一般的意見草案を討議

2019/11/07

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会は、一般的意見 37 号草案の第一読会で次のパラグラフを採択した。101：集会中に遠隔操作で武力行使する政府の責任、102：大規模デモへの対応として規約の効力を部分的・一時的に停止する政府は、国民の生命への危機となる事態であることに加えて、効力停止の措置が事態の緊急性から厳密に必要であることを証明できなければならないこと、103：平和的集会の権利は、効力を停止されなければ、緊急事態や武力紛争中であっても存続すること、104：全ての決定において参加者・国民の安全と保護は最優先で考慮されなければならないこと、たとえ暴力行為が発生しても、市民的性格を有する集会には法執行規則が適用されること、105：平和的集会の権利の合法的行使の確保・尊重は全ての人権の完全実現のために重要であること、106：集会に関与する人々の監視・データ収集はプライバシーを侵害する可能性があること、無差別の権利を有する参加者は差別的行為から保護されること、107：他者の権利を侵害しない参加者の責任、である。

自由権規約委員会第 127 会期閉幕

2019/11/08

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 127 会期が閉幕した。会期中にはベルギー、カーボベルデ、チェコ、メキシコ、セネガルの報告書が審査され、それぞれに対する最終見解と勧告が採択された。予定されていた中央アフリカの報告書審査は、政府代表が欠席だったため、次会期に行われることになった。また、個人通報の審理が行われ、14 件が受理不能、11 件が審理打ち切り、12 件が規約違反あり、4 件が規約違反なしと判断された。さらに、一般的意見 37 号(規約 21 条、平和的集会)草案の第一読会が行われ、11 月 7 日に終了した。第二読会は次会期から行われ、最終文書は来年末までに採択される予定である。加えて、結社の自由に関して、社会権規約委員会との共同声明が採択された。第 128 会期は 2020 年 3 月 2～27 日に開催され、ボリビア、ボツワナ、中央アフリカ、チャド、ドイツ、ニカラグア、ペルー、ウクライナ、ウルグアイの報告書の審査が行われる予定である。

女性差別撤廃委員会第 74 会期閉幕

2019/11/08

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 74 会期が閉幕した。今会期ではアンドラ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カンボジア、イラク、カザフスタン、リトアニア、セーシェルの報告書が審査され、それぞれに対する最終見解と勧告が採択された。また、女性差別撤廃条約 40 周年と子どもの権利条約 30 周年を記念して、「思春期の少女の権利のための道を開く-政策と法に年齢とジェンダーの視点を統合」と題するパネルディスカッションが行われた。さらに、二つの重要なガイダンス・ノートが採択された。一つ目は、委員会と国内人権機関の協力、二つ目は、「持続可能な開発目標」との関連における条約締約国の定期報告書の作成、である。第 75 会期は 2020 年 2 月 10～24 日に開催され、アフガニスタン、ブルガリア、エリトリア、キリバス、ラトビア、パキスタン、モルドバ、ジンバブエの報告書の審査が行われる予定である。

拷問禁止委員会開催の予定

2019/11/08

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会が 11 月 11 日～12 月 6 日に開催される。この会期では、ブルキナファソ、キプロス、ラトビア、ニジェール、ポルトガル、ウズベキスタンの人権状況が審査される。これらの国々を含む拷問等禁止条約の締約国(現在 169 カ国)は、条約と前回の委員会の勧告の実施について委員会から定期的に審査を受ける。委員会は各国の代表と討議し、NGO・国内人権機関・独立監視機関から意見を聴取する。会合はウェブ中継される予定である(<http://webtv.un.org/live>)。ハッシュタグは#CAT68 である。委員会の最終見解は 12 月 6 日に公表される。拷問禁止委員会は拷問等禁止条約締約国の条約遵守を監視する機関であり、世界中から選出された 10 名の独立の人権専門家から成る。彼らは締約国の代表としてではなく、個人の資格で委員を務める。委員会の最終見解は、各国の条約上の人権義務の遵守を独立に評価するものである。

拷問禁止委員会第 68 会期開幕

2019/11/11

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会第 68 会期が開幕した。今会期では、ブルキナファソ、キプロス、ラトビア、ニジェール、ポルトガル、ウズベキスタンの報告書が審査される。開会にあたり、人権高等弁務官事務所の代表が発言した。内容は以下のとおり。10 月にアンゴラが拷問等禁止条約の 169 番目の締約国となったことを歓迎する。人権高等弁務官は人権条約機関が人権保護に果たす役割を繰り返し強調しているが、国連予算の危機的状況は変わらず、人権条約機関に関わる予算とスタッフは不足しており、拷問禁止委員会も特に申立ての処理が難しい状況にある。人権条約機関が成功するには締約国との対話だけでなく、人権侵害に関する情報提供など、個人が人権機関と自由に協力できることが必要である。しかしながら、事務総長が 9 月に人権理事会に提出した報告書には、48 カ国で人権に関して国連と協力する者が脅迫・報復を受けていることが記載されている。

女性の権利に関する共同声明

2019/11/11

国連人権高等弁務官事務所

25 の特別報告者、独立専門家、作業部会が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。25 年前の国際人口開発会議(ICDP)から大きな進展はあったが、ICPD での確約の実現には今なお程遠い状況にある。国際社会に対し、ICPD での課題を完遂することを明確に再確認し、女性・少女の性と生殖の健康と権利(SRHR)の実現に向けて政治的意思を高め取り組むよう求める。政策決定者に対し、常に女性・少女の人権を政策検討の中心におき、彼女らを決定に関与させるよう求める。2000～2017年に世界の妊産婦死亡率は約38%減少したが、日々800人以上の女性(その多くは少女)が妊娠・出産が原因で死亡している。危険な中絶は毎年2,500万件行われており、約2億1,400万人の女性が必要な現代的中絶を受けることができない。世界の多くの地で子ども婚が存続する。宗教的原理主義者や政治的保守主義による女性の権利に対する反動は、特にSRHRの分野で深刻である。

観光倫理に関する枠組条約の批准を求める共同声明

2019/11/19

国連人権高等弁務官事務所

10名の特別報告者・独立専門家が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。旅行・観光業における子どもに対する暴力・搾取はあらゆる国で生じており、この深刻な問題を撲滅することが急務である。今年9月に国連世界観光機関(UNWTO)で採択された観光業の倫理に関する枠組条約は、暴力・搾取の問題の明確化・中止促進のための重要なツールであり、人権法に沿った旅行業の発展の確保を目的とする。枠組条約では、観光活動の原則はジェンダーの平等を尊重し、特に子ども・高齢者・障がい者・少数民族・先住民族・その他の弱者の人権を促進することであり、あらゆる形態の搾取は観光業の基本的目的に反するとされている。枠組条約の締約国には、子どもの搾取を撲滅・犯罪化することが求められる。UNWTO・各国政府・市民社会・企業その他が協力して枠組条約の迅速な批准・効果的实施に取り組むよう期待する。

子どもの権利条約 30 周年記念会議

2019/11/20

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利条約 30 周年を祝い記念会議が開催され、子どもの権利委員会委員長が発言した。内容は以下のとおり。子どもの権利条約は子どもを権利保持者として認めた初めての条約であり、米国をのぞく全ての国が批准しており、歴史上最も普遍的に受け入れられた人権条約である。条約の締約国は、管轄下にある全ての子どもの権利を尊重・保護する義務を負う。この 30 年間に世界中で子どもの生活に大きな改善がみられたが、30 周年を機に、各国政府は子どもの権利の促進・保護の取組みを強化すべきである。この会議に出席した 51 カ国が条約の実施に関して 200 以上の誓約を行ったことを称賛する。これらの国々が他の全ての国々に対し、いかにして条約を全ての子どもにとって現実のものにするかについて検討することの重要性を、あらゆる場所で示すよう期待している。また、全ての国に、条約の 3 つの選択議定書を批准するよう求めたい。

「ビジネスと人権フォーラム」に向けて作業部会が声明

2019/11/21

国連人権高等弁務官事務所

「ビジネスと人権フォーラム」が 11 月 25～27 日に開催されるのを前に、ビジネスと人権に関する作業部会が声明を公表した。内容は以下のとおり。企業には全ての人権を尊重する責任、すなわち、労働者虐待、人身取引、環境汚染、人権活動家に対する攻撃を防止・対処・救済する責任がある。この責任に関して政府が指導力を発揮していないがために、ビジネス活動における人々の人権・尊厳の確保に問題が生じている。今年のフォーラムのテーマは、「今こそ活動すべきとき-企業の人権尊重の促進者である政府」である。政府には、規制の強化と政策の一貫性の改善とともに、所有者、購入者、貿易その他の投資家として経済における模範を示すことが求められている。フォーラムでは、人権侵害発生時の政府の義務、企業の責任、効果的救済が討議される。また、措置の“スマートな混合”、すなわち、国内・国際的措置、強制的・自発的手段の組み合わせも討議される予定である。

小島嶼開発途上国・後発開発途上国に関するワークショップ

2019/11/22

国連人権高等弁務官事務所

小島嶼開発途上国(SIDS)・後発開発途上国(LDCs)に関する太平洋地域ワークショップが、11月19～21日にフィジー・ナンディで開催された。参加した30カ国以上の代表は、国連人権理事会への効果的な参加のための能力向上について意見交換を行い、「2022年に向けたナンディ宣言」を採択した。ナンディ宣言には、2022年に向けた勧告と優先事項が規定され、LDCs/SIDS 信託基金の機能強化のために協力することなどが含まれている。また、ジュネーブに常駐の代表を置かないSIDS・LDCsの能力向上や人権理事会との関わり・協力の増大のために一層努力することも規定されている。人権理事会議長は、「相互に結びつくグローバル化世界で国際社会が直面している多くの新たな人権問題に効果的に立ち向かうためには、全ての国の全ての意見が人権理事会で聴取されるべきである。取り残される国があってはならない」と強調した。

人種差別撤廃委員会開催の予定

2019/11/22

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会が 11 月 25 日～12 月 13 日に開催される。この会期では、カンボジア、コロンビア、アイルランド、イスラエル、ウズベキスタンの状況が審査される。これらの国を含む人種差別撤廃条約締約国(現在 182 カ国)は、条約と委員会の前回の勧告の実施状況について定期的に審査を受ける。委員会は各国の政府代表と討議し、NGO・人権機関・独立監視機関から説明を受ける。また、国家間の通報に関する作業も行う。会合の様子はウェブ中継される(<http://webtv.un.org/live>)。ハッシュタグは#CERD100 である。委員会の最終見解は 12 月 13 日に公表される予定である。人種差別撤廃委員会は、人種差別禁止条約締約国の条約遵守を監視する機関である。委員は世界中から選出された 18 名の人権専門家から成り、彼らは締約国の代表としてではなく、個人の資格で委員を務める。最終見解は、各国の条約上の人権義務の遵守を独立に評価するものである。

人種差別撤廃委員会第 100 会期開幕

2019/11/25

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会第 100 会期が開幕した。今会期では、カンボジア、コロンビア、アイルランド、イスラエル、ウズベキスタンの報告書が審査される。チリの報告書も審理される予定であったが、延期となった。人権高等弁務官事務所の代表が開会の挨拶を行った。内容は以下のとおり。人種差別撤廃委員会の人種差別根絶の活動は今もなお重要である。わが事務所は、効率的・効果的な条約機関制度の確保に努めているが、様々な困難に直面している。困難の一つは、国連の財政危機のために、委員会の来年以降の会期開催資金が確定していないことである。こうした状況において、2020 年の条約機関レビューは、条約機関制度の安定性確保と適切な資金提供のために貴重な機会である。先月の第 74 回国連総会で、わが事務所は条約機関レビューに関する 3 つのサイドイベントを開いたほか、各国で定期報告書提出に関する政府職員の研修なども行い、成果を出している。

女性に対する暴力撤廃の国際デー

2019/11/25

国連人権高等弁務官事務所

女性に対する暴力撤廃の国際デーに際し、7名の人権専門家が共同声明を発表した。内容は以下のとおり。近年、#MeToo 運動などでレイプの被害者が声をあげ、レイプ・性暴力の問題が明確になり、もはや無視できないものとなっている。レイプ・性暴力による女性の人権への影響に対処するため、政府・国際機関・独立監視機関・市民社会組織・女性権利運動の緊急の行動が必要である。レイプ・性暴力の防止・撲滅、ジェンダー・ステレオタイプなどへの挑戦、主張しようとする女性の支援・救済のためにわれわれは努力しなければならない。レイプは通報されない犯罪の一つであり、通報されても起訴されるのは稀である。原因の一つは司法制度にある。しばしばレイプの定義では、加害者が強制し、被害者が抵抗できなかったことが必要とされており、その立証責任は女性が負う。立証できなければ、女性はレイプ被害者の汚名を着せられても、加害者は自由の身である。

マイノリティの問題に関するフォーラム開催の予定

2019/11/25

国連人権高等弁務官事務所

第12回国連マイノリティ・フォーラムが11月28～29日に開催される。フォーラムには、500以上の政府、国連機関、国際・国内・地域機関、市民社会が参加し、教育分野における言語的マイノリティの権利の保護・促進について討議する。今年の主な議題は、人権とマイノリティ言語教育、マイノリティ言語教育のための公共政策、マイノリティ言語教育の効果的実践、マイノリティ女性・少女の言語・教育・エンパワメントである。マイノリティの問題に関するフォーラムは、2007年の人権理事会決議に基づいて設置された。民族的・種族的・宗教的・言語的マイノリティに関わる問題について対話・協力を促進し、マイノリティの問題に関する特別報告者が追究するテーマに助言を与える。また、民族的・種族的・宗教的・言語的マイノリティの権利宣言のさらなる実施に関する好事例・課題・機会・取組みを特定・分析する。

北朝鮮の人権に関する専門家が日本訪問の予定

2019/11/28

国連人権高等弁務官事務所

北朝鮮の人権状況に関する特別報告者が 12 月 2～4 日に日本を訪問する。特別報告者はこの訪日中に、政府高官、議員、拉致被害者家族、1950 年代から 1984 年までの帰還事業で北朝鮮に行った後に日本に戻った人々、市民社会、学識経験者らと北朝鮮の人権問題について意見交換をする予定である。特別報告者は、「日本の関係者と会合し、北朝鮮の人権状況改善のための措置を討議することは、特に現在進行中の外交交渉において非常に重要である」と述べた。特別報告者は、今回の訪日に関する所見と勧告を 2020 年 3 月の人権理事会で報告する予定である。

人権と「2030 アジェンダ」に関する会合開催の予定

2019/11/28

国連人権高等弁務官事務所

人権と「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に関する第 2 回会合が 12 月 3 日に開催される。各国政府、国連機関、国内人権機関、市民社会組織が参加する。会合は、持続可能な開発に関する 2020 ハイレベル政治フォーラムのテーマ「加速された行動、斬新な進路 - 持続可能な開発のための行動と進展の 10 年の実現」を反映させるものとし、SDGs の達成と人権実現に関する成功例と教訓について意見交換し、特に行動と進展の 10 年への人権の寄与について討議する。人権理事会は 2018 年 3 月の決議で、人権と「2030 アジェンダ」に関する対話・協力のために会期間会合を 2 回開くこととした。第 1 回会合は今年 1 月 16 日に開かれ、2019 ハイレベル政治フォーラムのテーマ「人々のエンパワメントと包摂・平等の確保」を中心に討議が行われた。今年 9 月のハイレベル政治フォーラムの政治宣言で、今後 10 年間は「2030 アジェンダ」の行動と進展のための期間とされた。